

水質汚濁に係る農薬登録保留基準値(案)

今回基準値の設定を行う水質汚濁に係る農薬登録保留基準値(案)は次のとおりです(農薬登録保留基準については参考1を参照)。

農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件(昭和46年3月農林省告示第346号)第4号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準(平成20年7月環境省告示第60号)を改正し、下表の農薬の成分の公共用水域における水質汚濁予測濃度について同表の基準値を新たに設定します。

なお、新たに設定する基準値は当該基準値を定める告示の公布の日から適用することとします。

農薬の成分	基準値
O, S - ジメチル = アセチルホスホロアミドチオアート(別名アセフェート)	0.0063 mg / l
2 - クロロ - 2', 6' - ジエチル - N - メトキシメチルアセトアニリド(別名アラクロール)	0.02 mg / l
2 - (4 - エトキシフェニル) - 2 - メチルプロピル = 3 - フェノキシベンジル = エーテル(別名エトフェンプロックス)	0.082 mg / l
5, 10 - ジヒドロ - 5, 10 - ジオキサナフト[2, 3 - b] - 1, 4 - ジチ - イン - 2, 3 - ジカルボニトリル(別名ジチアノン)	0.02 mg / l
(Z) - N - [- (シクロプロピルメトキシイミノ) - 2, 3 - ジフルオロ - 6 - (トリフルオロメチル)ベンジル] - 2 - フェニルアセトアミド(別名シフルフェナミド)	0.10 mg / l
N - シクロプロピル - 1, 3, 5 - トリアジン - 2, 4, 6 - トリアミン(別名シロマジン)	0.047 mg / l
メチル = 2 - (4, 6 - ジメトキシ - 2 - ピリミジニルオキシ) - 6 - (1 - メトキシイミノエチル)ベンゾエート(別名ピリミノバックメチル)	0.05 mg / l
(RS) - 4 - (4 - クロロフェニル) - 2 - フェニル - 2 - (1H - 1, 2, 4 - トリアゾール - 1 - イルメチル)ブチロニトリル(別名フェンブコナゾール)	0.079 mg / l
N - ブトキシメチル - 2 - クロロ - 2', 6' - ジエチルアセ	0.026 mg / l

トアニリド (別名ブタクロール)	
メチル = (E) - 2 - { - [2 - イソプロポキシ - 6 - (トリフルオロメチル) ピリミジン - 4 - イルオキシ] - o - トリル } - 3 - メトキシアクリラート (別名フルアクリピリム)	0.15 mg / l
(E) - 2 - メトキシイミノ - N - メチル - 2 - (2 - フェノキシフェニル) アセトアミド (別名メトミノストロピン)	0.042 mg / l
ヨウ化メチル	0.01 mg / l